

長野市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市教育長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成27年5月22日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	岡田荘史
同	寺澤和男

## 措置の通知書

平成 26 年度 定期監査（中期・後期）（26 監査第 149 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 重点項目</b></p> <p><b>(1) 収納料金の払込みを適正に行うべきもの</b> (報告書 3 ページ)</p> <p>コピー使用料について、1 万円を超える現金を所属で保管し、月末に 1 か月分をまとめて金融機関等へ払込みを行っていた。</p> <p>長野市会計事務の手引によると、コピー使用料については、1 か月ごと、ただし収納金額が 1 万円を超える場合には速やかに調定し金融機関等へ払い込むこととされている。手引に基づき適正な収納事務をされたい。</p> <p><b>3 支出事務</b></p> <p><b>(3) 適正な支出事務を行うべきもの</b> (報告書 6 ページ)</p> <p>印刷機の賃借料について、前金払により支払いが行われていた。前金払をすることができるものは、地方自治法施行令第 163 条及び長野市財務規則第 66 条に掲げられた経費とされている。</p> <p>法令等に基づき、適正な支出事務をされたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【信州新町公民館】</b></p> <p><b>(9) 郵便切手等の管理を適切に行うべきもの</b> (報告書 7 ページ)</p> <p>所属で使用する郵便切手について、保管枚数と受払簿が一致していないものが見受けられた。</p> <p>切手等は金券であるので、適切に管理されたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【信州新町公民館】</b></p>	<p>収納料金の払込みを適正に行うべきものについては、担当者の収納金額の把握が遅れたことが原因である。平成 26 年 10 月以降は収納補助者を定め、収納補助者が日計簿を作成して担当者に報告を行い、収納金額が 1 万円を超える場合には速やかに金融機関に払い込むこととし、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(芹田公民館)</p> <p>コピー使用料について、1 万円を超える現金を、月末に 1 か月分をまとめて払込みを行っていたことについては、収納料金の払込みについての認識不足により生じたことである。平成 26 年 10 月以降は、毎日の収納金を確認し、1 万円を超える場合には速やかに金融機関等へ払い込むこととし、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(信州新町公民館)</p> <p>印刷機の賃借料について、前金払により支払いが行われていたことについては、前金払できる経費についての認識不足により生じたことである。指摘以降の契約事務の執行については、法令等を確認するよう徹底するとともに、平成 27 年度からは、後払いとする契約に改め、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(信州新町公民館)</p> <p>所属で使用する郵便切手について、保管枚数と受払簿が一致していないものが見受けられたことは、職員の確認不足により生じたことである。平成 26 年 10 月からは、月末に保管枚数と受払簿を事務職員及び担当係長による複数人で確認することとし、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(信州新町公民館)</p>